

高齢者虐待防止 マニュアル

改訂版



令和 5 年 3 月
青森市

はじめに

平成 18 年 4 月に、虐待を受けた高齢者に対する保護や養護者の負担軽減を図ること等、高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定め、高齢者の権利・利益の擁護に資することを目的に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（「高齢者虐待防止法」）が施行されました。

本市では、平成 21 年 12 月に「高齢者虐待防止マニュアル」を作成しました。平成 23 年 4 月には、「養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応」を追加し、高齢者虐待防止に取り組んでいく上で、早い段階で把握を行い、早期の対応をするために、関係機関や介護サービス事業者の皆様が、高齢者虐待のサインに気づき、円滑に養護者支援につなぐための対応の手引きとしてきました。

超高齢社会が進展する中、高齢者の虐待に対する相談件数は、全国的に年々増加傾向にあります。本市では、虐待を重大な人権侵害として捉え、虐待のない地域社会の構築を目指し、高齢者を虐待から守り、尊厳を保持しながら、いつまでも安心して住み慣れた地域で過ごせるよう今後も高齢者の虐待防止、虐待の早期発見に努めていきます。

このマニュアルが、高齢者に関わる方々、また、虐待防止に関わる方々への、活動の指針としてご活用いただければ幸いです。



目

次

| | | |
|-------------------------------|-------------------------|----|
| I | 高齢者虐待について | 1 |
| 1 | 高齢者虐待の種類 | 2 |
| II | 養護者による虐待への対応 | 6 |
| 1 | 青森市の虐待対応システム | 6 |
| III | 高齢者虐待対応の流れ | 10 |
| 1 | 高齢者虐待のサインへの気づき | 10 |
| 2 | 高齢者虐待の早期発見 | 13 |
| 3 | 高齢者虐待が発生した場合の支援 | 14 |
| 4 | やむを得ない事由による措置について | 17 |
| 5 | 成年後見制度の市長申立 | 18 |
| IV | 被虐待者・虐待者への継続的支援 | 20 |
| 1 | 高齢者（被虐待者）への支援 | 20 |
| 2 | 虐待者・養護者（家族等）への支援 | 21 |
| V | 養介護施設従事者等による虐待への対応 | 22 |
| 1 | 関係者の役割 | 22 |
| 2 | 相談・通報・届出に対する市の対応 | 24 |
| 3 | 事実の確認・青森県への報告 | 26 |
| 4 | 老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使 | 28 |
| 5 | 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表 | 28 |
| 6 | 身体拘束に対する考え方 | 29 |
| 7 | 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止 | 30 |
| VI | 個人情報の保護について | 32 |
| VII | 高齢者虐待相談窓口一覧表 | 33 |
| 1 | 青森市内の相談窓口 | 33 |
| 2 | その他の関係機関 | 34 |
| VIII | 関係法令等 | 35 |
| 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 | | |
| (平成十七年十一月九日法律第百二十四号) | | 35 |

I 高齢者虐待について

高齢者虐待とは、高齢者的心や身体に深い傷を負わせたり、基本的な人権の侵害や尊厳を奪う行為をいいます。高齢者虐待は、高齢者の尊厳を侵す深刻な問題ですが、特定の人や家庭で起こるものではなく、どこの家庭でも起こりうる身近な問題です。

国においては、高齢者に対する虐待が深刻化してきているという認識のもと、高齢者の人権・利益を守るために、高齢者虐待の防止等に関する行政の責務、虐待を受けた高齢者の保護のための措置、養護者の負担軽減などを鑑み、平成18年4月1日に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「法」と略記します。)を施行し、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援について、市町村が第一義的に責任を持つことになりました。

また、保健・医療・福祉関係者は、高齢者虐待の早期発見や虐待を受けた高齢者の保護のための施策へ協力するよう努めることとなっています(法第5条第2項)。

法では、「高齢者」とは65歳以上の者と定義されています(法第2条第1項)。

また、高齢者虐待を

- ① 養護者による高齢者虐待(法第2条第4項)
- ② 養介護施設従事者等による高齢者虐待(法第2条第5項)

に分けて次のように定義しています。

※ただし65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして、養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用されます(法第2条第6項)。

①「養護者」とは

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」(法第2条第2項)とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当します。また、同居していないくとも、現に身辺の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。

②「養介護施設従事者等」とは

老人福祉法および介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が該当します。

「養介護施設」又は「養介護事業」に該当する施設・事業は次のとおりです。

| | 養介護施設 | 養介護事業 | 養介護施設従事者等 |
|------------|--|---|------------------------------|
| 老人福祉法による規定 | <ul style="list-style-type: none">・老人福祉施設・有料老人ホーム | <ul style="list-style-type: none">・老人居宅生活支援事業 | |
| 介護保険法による規定 | <ul style="list-style-type: none">・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設・地域包括支援センター | <ul style="list-style-type: none">・居宅サービス事業・地域密着型サービス事業・居宅介護支援事業・介護予防サービス事業・地域密着型介護予防サービス事業・介護予防支援事業 | 「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者(※) |

(※) 業務に従事する者とは、直接サービスを提供しないもの(施設長、事務職員等)や、介護職員以外で直接高齢者に関わる他の職種も含みます。

1 高齢者虐待の種類

法では、高齢者虐待として「身体的虐待」、「介護・世話の放棄・放任」、「心理的虐待」、「性的虐待」、「経済的虐待」の5種類を定義しています。

緊急性が高いと判断される場合（高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている）は、速やかに相談窓口（P.33 参照）に通報してください。

また、緊急性が低いと判断される場合においても、生活状況等の把握を行い、地域での見守りを行っていく必要がありますので、相談窓口にお知らせください。

養護者による高齢者虐待類型（例）

| 区分 | 具体的な例 |
|-------|--|
| 身体的虐待 | <p>① 暴力的行為で、痛みを与えること、身体にあざや外傷を与える行為。 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none">・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。・刃物や器物で外傷を与える。など <p>② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none">・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。など <p>※「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要ではない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和25年6月10日）。上記判例のとおり、身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくとも、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と認定することができる。</p> <p>③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えること、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none">・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。・移動させるとときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。など <p>④ 外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none">・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。など）。・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れないと。 |

| | |
|--------------------|--|
| 介護・世話の放棄・放置 | <p>① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活される。など <p>② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。など <p>③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。など |
| 心理的虐待 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。 <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮蔑を込めて、子どものように扱う。 ・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。など |
| 性的虐待 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。 <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のまま放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。など |
| 経済的虐待 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。など <p>※養護しない親族による経済的虐待について「養護者による虐待」として認定する</p> |

養介護事業者等による高齢者虐待類型（例）

| 区分 | 具体的な例 |
|-------------|---|
| 身体的虐待 | <p>① 暴力的行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。など <p>※身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくとも、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができる。「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要ではない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」(東京高裁判決昭和25年6月10日)。</p> <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的判断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。など <p>③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制</p> |
| 介護・世話の放棄・放任 | <p>① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など <p>② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。など <p>③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。など <p>④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。など <p>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること</p> |

| | |
|-------|--|
| 心理的虐待 | <p>① 威嚇的な発言、態度 · 怒鳴る、罵る。 · 「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぐ」などと言い脅す。 など</p> <p>② 侮辱的な発言、態度 · 排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 · 日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言う。 · 排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 · 子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など</p> <p>③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 · 「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言 う。 · 他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 · 話しかけ、ナースコール等を無視する。 · 高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 · 高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にや らせる）。 など</p> <p>④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 · トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して おむつを使う。 · 自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して 食事の全介助をする。 など</p> <p>⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 · 本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 · 理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 · 面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など</p> <p>⑥ その他 · 車椅子での移動介助の際に、早いスピードで走らせ恐怖感を与える。 · 自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 · 入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 · 本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 · 浴室脱衣所で、異性の利用者と一緒に着替えさせたりする。 など。</p> |
| 性的虐待 | <p>○ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要 · 性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 · 性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 · わいせつな映像や写真を見せる。 · 本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したもの を他人に見せる。 · 排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、 下着のままで放置する。 · 人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せない ための配慮をしない。 など</p> |
| 経済的虐待 | <p>○ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制 限すること · 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 · 金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、 無断流用する、おつりを渡さない）。 · 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 · 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など</p> |

1 青森市の虐待対応システム

法第 16 条において、「市町村は、高齢者虐待の防止や虐待を受けた高齢者や養護者に対する支援を適切に行うために、関係機関や民間団体との連携協力体制を整備しなければならない」と規定されています。

具体的な援助・支援については、高齢者虐待防止の観点から個別支援に至る各段階において関係機関・団体等と連携協力し、虐待のおそれのある高齢者や養護者・家族に対し、事例に応じた対応策等を検討し、多面的な支援を行います。

また、市内 11 の圏域に設置されている地域包括支援センターは、それぞれが担当する地域内の住民の実態把握を行い、地域内の支援を必要とする高齢者を見出し、総合相談につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生の防止に努めます。

青森市における虐待対応については、「養護者による高齢者虐待の対応（フローチャート）」(P.8) の図のように、市（福祉部高齢者支援課・浪岡振興部健康福祉課）と市内 11 箇所に設置している地域包括支援センターが窓口となります。地域住民への啓発等の見守りネットワークの整備や、高齢者虐待の通報・相談があった場合は必要に応じ、関係者によるケース検討会議を開催します。

(1) 虐待発見経路

- ① 本人、家族から
- ② 近隣住民から
- ③ 高齢者介護相談協力員から
- ④ 介護支援専門員から
- ⑤ 介護サービス従事者から
- ⑥ 介護保険介護認定調査員から
- ⑦ 地域包括支援センターの実態把握から

など

(2) 市及び地域包括支援センターが中心となり関係者の参加によるケース検討会議の開催

- ① 事実確認の情報を整理
- ② 虐待の有無の判断
- ③ 緊急性の判断
- ④ 緊急対応による分離保護の検討、実施
- ⑤ 適切なサービス等の導入の検討
- ⑥ 立入調査の要否の検討

（3）高齢者虐待防止支援・対応方法

① 地域での見守り

介護保険のサービスを利用されていない場合は地域包括支援センター職員による訪問、地域の方々による見守りを実施

② 介護保険等の在宅サービス利用

ケアマネジャーや介護サービス提供事業者によるサービスの提供と見守り

③ 施設利用

身体機能の低下、認知症などによる認知機能障害により在宅生活が難しいと判断された場合は施設の利用

以上のような高齢者虐待に対する支援・対応を行うとともに、定期的に被虐待者や家族の状況をモニタリングし、状況の変化について迅速に対応します。

通報・相談先

青森地区 高齢者支援課（平日 8:30～18:00） TEL017-734-5206（直通）

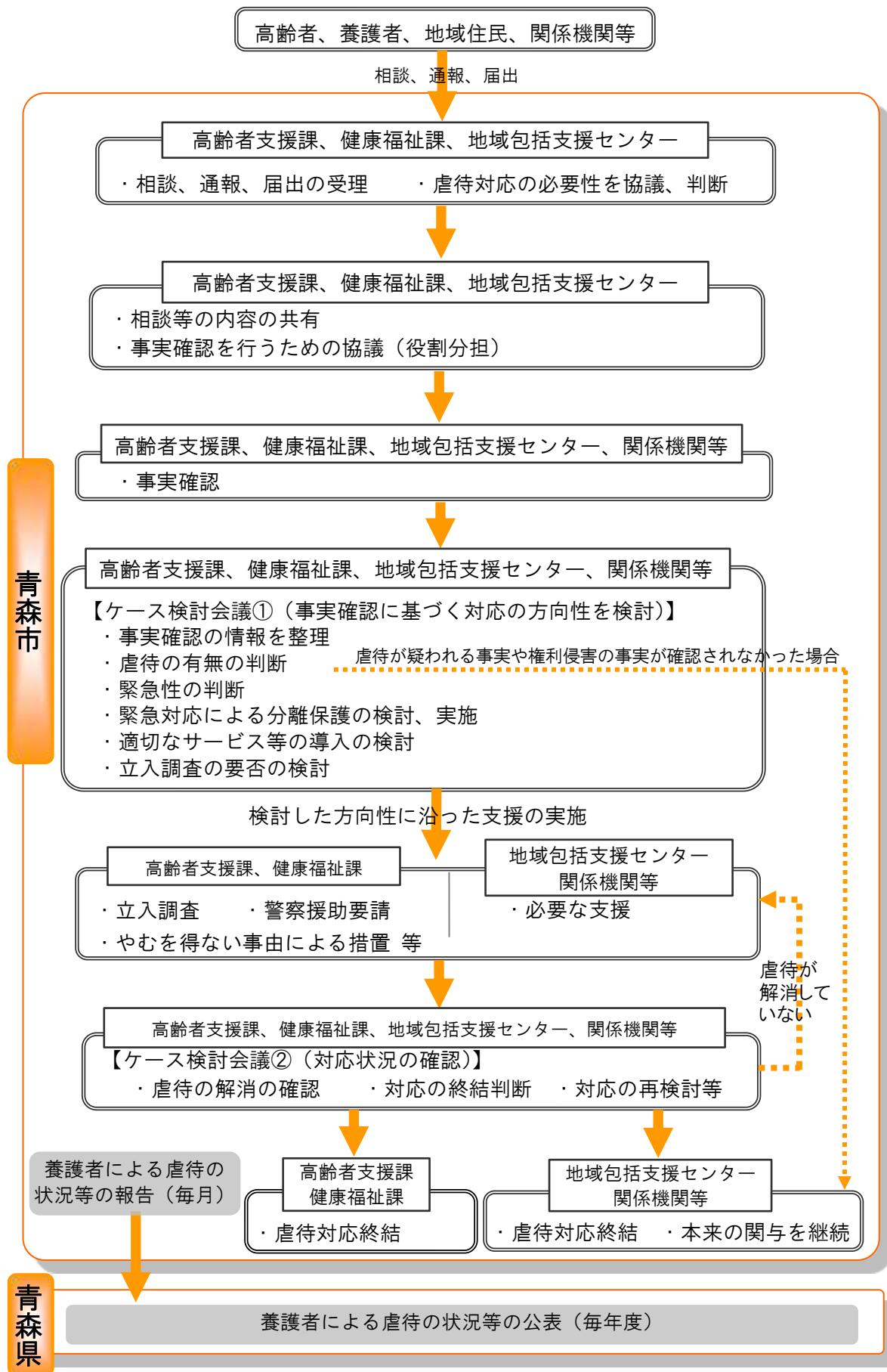
本庁舎守衛室（夜間・土・日・祝日） TEL017-734-1111（直通）

浪岡地区 健康福祉課（平日 8:30～18:00） TEL0172-62-1134（直通）

浪岡庁舎守衛室（夜間・土・日・祝日） TEL0172-62-1111（直通）



養護者による高齢者虐待の対応（フローチャート）



ケース検討会議での協議の流れ

介護困難状況や虐待等の通報

● 家族への援助

- 1 介護者の話をよく聞き、今までの苦労をねぎらい、高齢者のみならず家族全体を支援します。
- 2 家族のストレスを軽減するプランを検討します。
- 3 分離は最終手段です。慎重に対応する必要があります。

● アセスメント

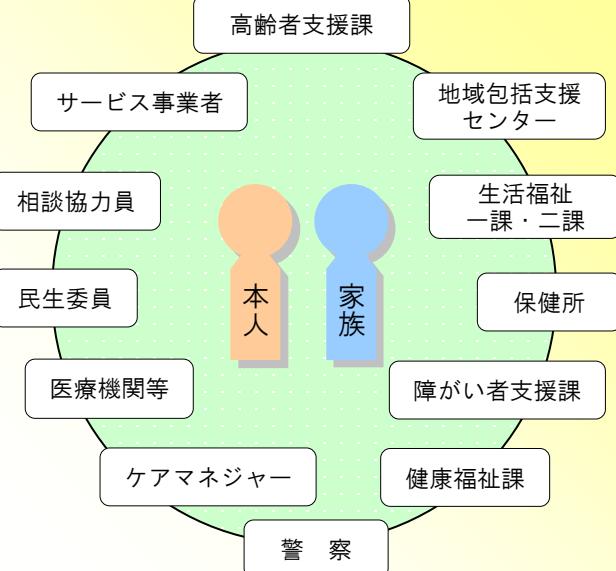
- ・虐待事実の確認
- ・本人の意思確認
- ・本人の状況把握
- ・親族の状況把握
- ※速やかに複数名で訪問
- ・見落としを防ぐ
- ・客観的な判断

継続的なモニタリング

- ・事実確認の情報を整理
- ・虐待の有無の判断
- ・緊急性の判断
- ・緊急対応による分離保護の検討、実施
- ・適切なサービス等の導入の検討
- ・立入調査の要否の検討

- 1 担当者を決め、チームで対応します。チームでは「高齢者を守ること」を最優先します。
- 2 担当者とその各々の役割、対応方針はケース検討会議で決めます。
- 3 分離する場合は高齢者の身の安全を確保し、分離の必要性を説明します。虐待防止や高齢者保護のため、面会を制限することができます。

《ケース検討会議》 必要に応じたメンバーの招集



【★★★ 緊急事態】

生命・身体にかかわるような重大な状況を引き起こしており、一刻も早く介入する必要がある。

- 犯 罪：警察へ通報
- 要治療：医療機関受診
- 要分離：介護保険施設の利用
：緊急一時保護の利用
- 【入所判定会議】
 - ・養護老人ホーム
 - ・特別養護老人ホーム
(やむを得ない措置)

【★★ 要介入】

放置しておくと、高齢者の心身の状況に重大な影響が生じるか、その可能性が高い。

- ・保健指導・介護指導・ケースワーク活動、法外での訪問介護の実施、老人福祉法の措置による介入
- ・介護保険サービス等プランの見直し

【★ 要見守り・支援】

虐待かどうかの判断に迷う状態。放置すると深刻化する可能性もあるため、本人や家族の見守り、介護保険サービスの見直しが大切。

- ・地域での見守り
(近隣住民・相談協力員・地域包括支援センター、在宅介護支援センター)
- ・介護保険・保健福祉サービスの利用
(サービスを利用しながらの見守り)

III 高齢者虐待対応の流れ

高齢者虐待をしている家族には、「虐待をしている」という自覚がない場合が多く、虐待を受ける側にも、家族をかばう気持ちや世間に知られたくないという気持ちがあったり、本人自身が虐待を自覚していないケースもあります。

ただし、当事者の自覚の有無に関わらず、客観的にみて権利侵害が行われている場合には、その行為は「虐待」とみなされます。

1 高齢者虐待のサインへの気づき

高齢者虐待の早期発見には、高齢者の身近にいるかたの「気づき」が非常に重要であり、これによってその後の援助の内容も大きく変わってきます。

- ・入浴の際に、身体に傷やあざをみつけたことはありますか。
- ・ご近所で急に外出が少なくなったかたはいませんか。
- ・介護に悩んでいるご家族はいませんか。
- ・デイサービスなどで、愚痴をこぼしているかたはいませんか。
- ・医療、介護保険サービスを拒否している家族はいませんか。
- ・担当のケアマネジャーと会うことを拒否する家族はいませんか。
- ・高齢者がいるお宅で、夜間等に罵声、怒声が聞こえてくるご家庭はありませんか。



虐待者と被虐待者
の心理的背景を
理解しましょう。



虐待者

- ・介護疲れにより、心にゆとりが持てない。
- ・虐待に関する認識が低く、虐待をしているという自覚がない。
- ・家族間で確執がある。
など

被虐待者

- ・どこに相談してよいかわからない。
- ・権利意識が低く、あきらめの気持ちが強い。
- ・相談した場合の仕打ちにおびえている。
など

【高齢者虐待早期発見のためのチェックリスト】

A 身体的虐待を受けている場合のサイン

| サイン例 | チェック欄 |
|--|-------|
| 身体に小さな傷が頻繁にみられる。 | |
| 大腿の内側や上腕部の内側、背中等に傷やみみずばれがみられる。 | |
| 回復状態が様々な段階の傷、あざ等がある。 | |
| 頭、顔、頭皮等に傷がある。 | |
| 臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。 | |
| 急におびえたり、恐ろしがったりする。 | |
| 「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。 | |
| 傷やあざの説明のつじつまが合わない。 | |
| 主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇（ちゅうちょ）する。 | |
| 主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。 | |

B 心理的虐待を受けている場合のサイン

| | |
|---------------------------------|--|
| かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。 | |
| 不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。 | |
| 身体を萎縮させる。 | |
| おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。 | |
| 食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）がみられる。 | |
| 自傷行為がみられる。 | |
| 無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。 | |

C 性的虐待を受けている場合のサイン

| | |
|--|--|
| 不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。 | |
| 肛門や性器からの出血や傷がみられる。 | |
| 生殖器の痛み、かゆみを訴える。 | |
| 急におびえたり、恐ろしがったりする。 | |
| ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。 | |
| 主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇（ちゅうちょ）する。 | |
| 主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。 | |
| 通常の生活行動に不自然な変化がみられる。 | |

D 経済的虐待を受けている場合のサイン

| | |
|--------------------------------------|--|
| 年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える。 | |
| 自由に使えるお金がないと訴える。 | |
| 経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがらない。 | |
| お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。 | |
| 資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。 | |
| 預貯金が知らないうちに引き出された、通帳をとられたと訴える。 | |

E 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）のサイン（自己放任も含む）

| | |
|-----------------------------------|--|
| 居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている。また異臭を放っている。 | |
| 部屋に衣類やおむつ等が散乱している。 | |
| 寝具や衣類が汚れたままの場合が多くなる。 | |
| 汚れたままの下着を身につけるようになる。 | |
| 禱創（じょくそう）ができている。 | |
| 身体から異臭がするようになってきている。 | |

| | |
|-------------------------------|--|
| 適度な食事を準備されていない。 | |
| 不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。 | |
| 栄養失調の状態にある。 | |
| 疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診察を受けていない。 | |

F セルフネグレクト（自己放任）のサイン

| | |
|--|--|
| 昼間でも雨戸が閉まっている。 | |
| 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している。 | |
| 配食サービス等の食事がとられていない。 | |
| 薬や届けた物が放置されている。 | |
| ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる。 | |
| 何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、あきらめの態度がみられる。 | |
| 室内や住居の外にゴミがあふれていったり、異臭がしたり、虫が湧いている状態である。 | |

G 養護者の状況に見られるサイン

| | |
|---------------------------------------|--|
| 高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。 | |
| 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。 | |
| 他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。 | |
| 高齢者の健康や疾患に关心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。 | |
| 高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。 | |
| 経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。 | |
| 保健、福祉の担当者と会うのを嫌うようになる。 | |

H 地域からのサイン

| | |
|--|--|
| 自宅から高齢者本人や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる。 | |
| 庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のベンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している。 | |
| 郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない。 | |
| 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している。 | |
| 気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。 | |
| 家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている。 | |
| 近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。 | |
| 配食サービス等の食事がとられていない。 | |
| 薬や届けた物が放置されている。 | |
| 高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる。 | |

I その他

| | |
|---------------------|--|
| 体重が不自然に増えたり、減ったりする。 | |
| 昼間でも雨戸が閉まっている。 | |
| 睡眠障害がある。 | |

虐待が疑われる場合のサインとして、上記のものがあります。複数の項目に当てはまるごとに、虐待の可能性が高くなります。チェックリストにひとつでもチェックが付いたり、チェックが付かなくても何か違和感を覚えたときは、迷わずP.33の相談窓口にご相談ください。

2 高齢者虐待の早期発見

法では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、市町村への通報義務等が規定されており、特に高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、市町村に通報しなければならないとの義務が課されています。

また、高齢者福祉の職務に携わっている者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めなければならないことが法に規定されています。

「Ⅲ 高齢者虐待対応の流れ」にもあるとおり、高齢者虐待をしている養護者本人には、虐待をしているという認識がない場合が多く、また、虐待を受けている高齢者自身も養護者をかばう、知られたくないなどの思いがあるため、虐待の事実を訴えにくく、家庭内における高齢者虐待は発見しにくい状況にあります。

そのため、地域住民の皆様の「気づき」は非常に重要なものです。

「あれっ！おかしいな…。」と思ったら「高齢者虐待早期発見のためのチェックリスト」(P.11～P.12 参照)を活用し、虐待の疑いがより濃くなる場合は、速やかに通報をいただきたいと思います。

虐待を見られた皆様へ

虐待は地域の皆様の身近でおこっています。

皆様の「気づき」を通報することで、虐待を受けている高齢者を救うことができます。

「あれっ！、おかしいな…。」と思ったら、



市福祉部高齢者支援課や浪岡振興部健康福祉課、高齢者がお住まいの地域を担当する地域包括支援センター(P.33 参照)へご相談ください。

高齢者虐待の緊急性を判断し、事実確認（必要な場合は、立入調査）や支援（必要な場合は、措置入所などのやむを得ない措置）を行います。

3 高齢者虐待が発生した場合の支援

高齢者虐待の対応の緊急性は、高齢者や養護者の状況の変化により随時変化することを認識し、随時状況を確認し、変化に対応する必要があります。

まず、第一に優先すべきことは、高齢者本人の安全確保です。

支援にあたっての重要ポイント

虐待の事実確認

本人の意思確認

緊急性の確認

- 虐待事実の確認、本人の意思確認、緊急性の確認は複数のスタッフで行う。
- 事業所による対応を行うとともに、市若しくは地域包括支援センターに連絡する。
- 地域包括支援センターでは、個別ケース検討会議を開催する。
- 緊急性の高いものは、一時保護（病院・施設等）で対応する。
- 緊急性が高くない場合は、介護保険サービス利用開始への支援や地域での継続した見守りの体制を確保する。
- 判断能力の不十分な方に対しては、成年後見制度等の活用を考える。など

ケース検討会議留意事項

- 市及び地域包括支援センターが、ケースに関わっている担当者の相談内容等から、必要と思われるメンバーを緊急に招集し、開催する。
- ケース検討会議では、ケースについて、それぞれの立場からみたケース像を話し合い、ケースの全体像について共通確認を行う。
- ケースに対して、実際に誰がどのように関わるのか、それぞれの機関の役割を明確化する。
- 支援の方針や次回のカンファレンスの時期等を話し合う。

(1) 虐待の事実確認

虐待の事実確認は複数のスタッフで行います。

正確な情報を集めるため、複数のスタッフが細部にわたり観察を行い、総合的な判断を行います。

(2) 本人の意思確認

被虐待者自身がどうしたいか、という本人の意思確認が不可欠です。

本人が認知症高齢者等で意思確認が困難な場合であっても、家族と一緒にのときの顔つきや表情で本人の気持ちの確認に努めます。また他の家族や後見人等の意思を確認します。

(3) 緊急性の確認

本人の生命・身体に危険はないか、対応の緊急性について確認します。

緊急性が高いと思われるケース

- 生命が危ぶまれるような状況が確認される、若しくは予測される
 - ・ 骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなどの深刻な身体的外傷
 - ・ 極端な栄養不良、脱水症状
 - ・ 「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報
 - ・ 器物（刃物、食器など）を使った暴力の実施若しくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される
- 本人や家族の人格や精神状況に歪みを生じさせている、若しくはそのおそれがある
 - ・ 虐待を理由として、本人の人格や精神状況に著しい歪みが生じている
 - ・ 家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている
- 虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない
 - ・ 虐待が恒常的に行われているが、虐待者の自覚や改善意欲がみられない
 - ・ 虐待者の人格や生活態度の偏りや社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であったり改善が望めそうにない
- 高齢者本人が保護を求めている
 - ・ 高齢者本人が明確に保護を求めている

虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあるにもかかわらず、調査や介入が困難な場合には、市の職員が高齢者の自宅に立ち入り、必要な調査を行います。また、これらの業務を行うにあたって、必要であると判断される場合においては、警察に対し援助を求めます。

対応が遅れると被虐待者の生命に関わる場合もあるので、人命最優先の対応が必要です。

支援拒否がある場合

● 関わりのある機関からのアプローチ

ケアマネジャーや介護サービス事業所職員、地域包括支援センター職員などから養護者に対して介護負担を軽減するためにショートステイ等の介護保険サービスが利用できるなどの情報を伝え、養護者の介護負担に対する理解を示すことで、事実確認調査や援助に対する抵抗感を減らします。

● 医療機関への一時入院

高齢者に外傷や体力の低下等が疑われる場合には、協力が得られやすい医師や医療機関に協力を仰いで検査入院等の措置を取り、次の対応を検討します。

● 親族、知人、地域関係者等からのアプローチ

養護者と面識のある親族や知人、地域関係者などがいる場合には、それらの人々に養護者の相談に乗ってもらいながら、高齢者や養護者等の状況確認や高齢者虐待対応窓口へのつなぎをしてもらいます。

● 立入調査

高齢者の生命又は身体に関わる事態が生じているおそれがあるにも関わらず、上記に示すようなアプローチでは調査や介入が困難な場合には、行政権限として認められている立入調査の実施について、緊急的な対応措置として検討します。

支援拒否がない場合

● 継続した見守りと予防的な支援

定期的な訪問を継続し、高齢者本人と養護者等の状況を確認しながら相談に応じ、適切なサービス等の利用を進めます。

● 介護保険サービスの活用（ケアプランの見直し）

高齢者本人に対する適切な介護と養護者の介護負担やストレスの軽減を図ることを目的に、介護保険サービス等を導入します。

● 介護に関する情報提供

養護者に認知症高齢者の介護に対する正確な知識がない場合や、高齢者が重度の要介護状態にあり介護負担が大きい場合などは、正確な知識や介護技術に関する情報の提供を行います。

● 専門的な支援

要介護者や家族に障害等があり、養護者自身が支援を必要としているにもかかわらず十分な支援や治療を受けられていなかったり、経済的な問題を抱えていて債務整理が必要な場合などは、それぞれに適切な対応を図るため、専門機関からの支援を依頼します。

（4）ケース検討会議の開催

事実確認に基づいた情報を共有の上、対応の方向性を検討します。

事実確認結果をもとにした情報を整理し、虐待の有無の判断、緊急性の判断、対応方針を決定します。

4 やむを得ない事由による措置について

(1) 「やむを得ない事由」とは、どのような場合に該当するのか

「やむを得ない事由」とは、事業者と「契約」をして介護保険サービスを利用するこ
とや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指し
ます。

「やむを得ない事由による措置」とは、「やむを得ない事由」によって契約による介
護保険サービスを利用することが著しく困難な 65 歳以上の高齢者に対して、市町村長
が職権により介護保険サービスを利用させることができるものです。

《やむを得ない事由による措置のサービスの種類》

- | | | |
|--------------|---------------|------------|
| ・訪問介護 | ・通所介護 | ・短期入所生活介護 |
| ・小規模多機能型居宅介護 | ・認知症対応型共同生活介護 | ・特別養護老人ホーム |

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行に伴い、
老人福祉法に基づくやむを得ない措置は、要介護者または要介護認定を受け得る者の
みならず、虐待により一時的に心身の状況に悪化を来たしているものの要介護認定を
受けられるか判断できない高齢者についても適用されます。

「やむを得ない事由による措置」に関しては、以下の項目に配慮して適切に運用する
ことが求められています。

- 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合
など、当該高齢者の保護を図るため必要がある場合に措置を行います。
- 措置の際、虐待者の同意は必要とせず、措置先は虐待者に伝える必要はありません。
- 本人の同意は事実上必要ですが、判断能力が不十分な場合は措置が可能です。
- 本人が費用負担できない場合でも措置が可能です。

なお、法においては市町村に対し「やむを得ない事由」による措置をとるために必要な
居室を確保することを求めていますが、特別養護老人ホーム等においては入所待機
者が多いことなどから、「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」の定員超
過を例外的に認めています。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）（抜粋）

第 25 条 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させては
ならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限り
でない。

※ 単なる特別養護老人ホームへの入所措置であれば、介護報酬上の減算の対象外
となるのは、定員の 5% 増（定員 50 人の特別養護老人ホームでは 2 人まで）で
すが、虐待に関わる場合であれば、措置による入所であるかどうかを問わず、か
つ、定員を 5% 超過した場合であっても、介護報酬の減算対象とはなりません。

(2) 「やむを得ない事由」による措置の手順

- ① 発見・相談・連絡 ⇒ 通報・相談等により虐待ケース発見
- ② 事実の確認 ⇒ 内容、実態の把握、措置要件の適合性の確認等
- ③ 要介護認定 ⇒ 認定を受けていない場合は認定申請を支援
- ④ 措置決定 ⇒ ②及び③に基づき措置決定
- ⑤ サービス提供 ⇒ 市が事業者に委託し、介護保険サービスを提供
- ⑥ 費用支弁 ⇒ 介護保険サービス費用の1割（利用者負担分）を市が措置費で支払い
- ⑦ 費用徴収 ⇒ 高齢者または扶養義務者から、支払能力に応じて市が費用を徴収
- ⑧ やむを得ない事由の解消 ⇒ 特別養護老人ホームに入所したことなどにより、虐待者から分離できた場合、又は、成年後見制度の活用により、介護保険サービス利用の契約ができる状態になった場合
- ⑨ 措置解除 ⇒ 措置が解除され、高齢者は通常の利用（契約によるサービス利用）に移行

5 成年後見制度の市長申立

法では、適切に市町村長による成年後見制度利用開始の審判請求（以下、「市長申立て」）を行うことが規定されています。（第9条）

成年後見の申立ては、民法により本人や配偶者、4親等以内の親族等が行うことができると規定されていますが、市（町村）長は、65歳以上の者につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、後見開始等の審判を請求することができます。（老人福祉法第32条）

市長申立てを行うに当たり、市は、基本的には2親等以内の親族による申立ての意思を確認すれば足りる取扱いになっています（ただし、2親等以内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって申立てをするものの存在が明らかである場合には、市長申立ては行われないことが基本となります）。

なお、虐待等の場合で2親等以内の親族が申立てに反対する場合も考えられます。そのような場合には、2親等以内の親族がいたとしても、本人の保護を図るため、市長申立てが必要となる場合があります。

●成年後見制度活用の判断

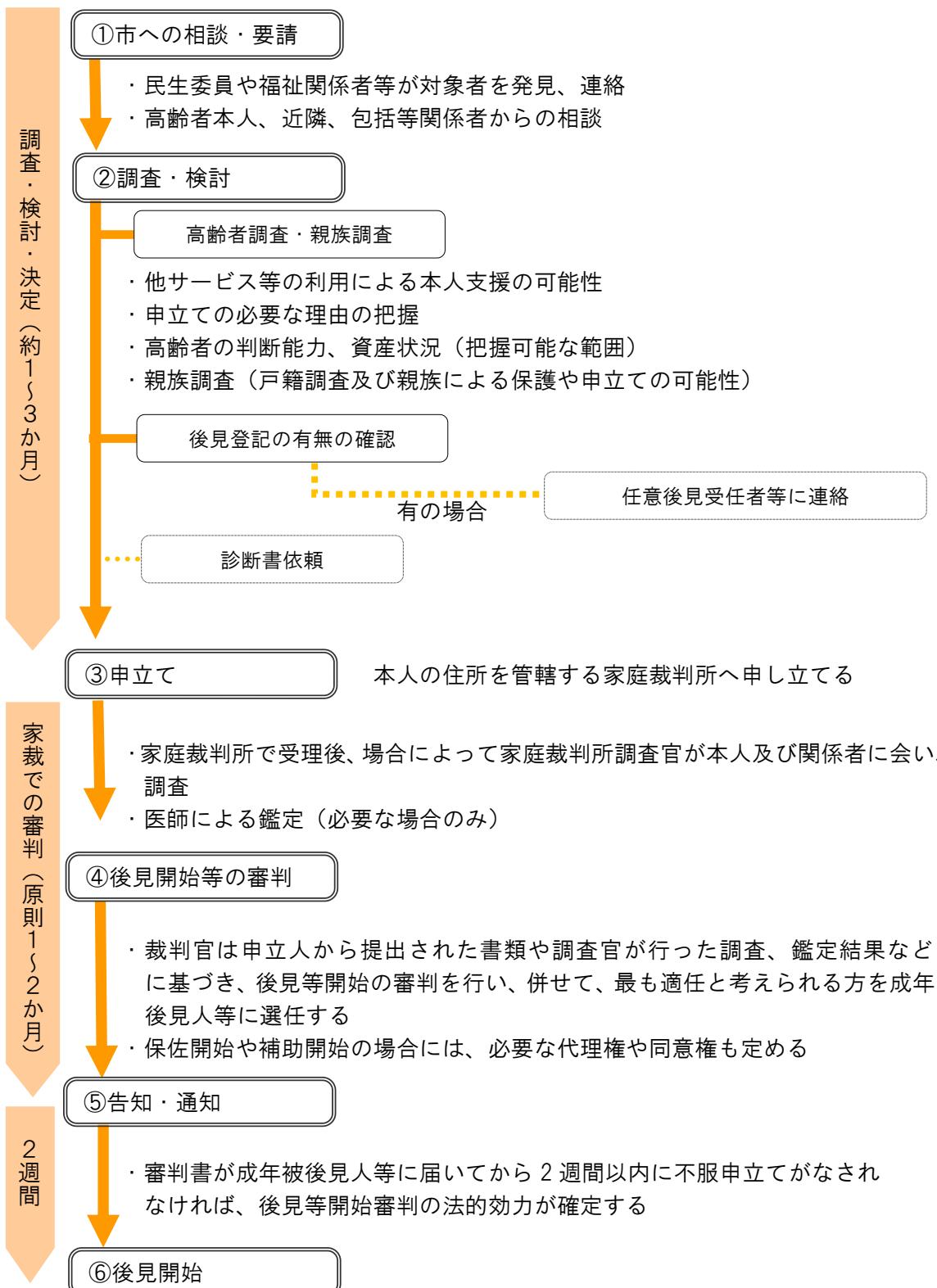
認知症等で判断能力が低下している高齢者への虐待において成年後見制度を活用する具体的な場面としては、以下のような状況が想定できます。

【参考】成年後見制度を活用することが想定される状況

- ①経済的虐待等の場面で、高齢者の生活（医療・介護）のための年金等、収入・資産を確保する必要がある場合
- ②介護・世話の放棄・放任や介入拒否の場面で、介護保険サービスの利用など生活上必要な契約を締結するに際し、高齢者に代わって高齢者の利益のために判断をすることで、養護者の意思を遮断することができる場合
- ③やむを得ない事由による措置から契約に切り替える場合
- ④経済的虐待によって奪われた財産の回復を図る場合

成年後見制度の活用が必要と判断した場合は、市長申立ての準備に入ります。

市長申立てフローチャート



●申立て費用について

- ・本人負担の審判が出ている場合⇒本人へ求償（成年後見人等宛に納付書を送付）
- ・本人負担の審判がない場合⇒成年後見制度利用促進事業の対象

IV 被虐待者・虐待者への継続的支援

高齢者虐待については、虐待にいたるまで長い期間をかけてこじれてきたケースが多く、これらのケースを支援していくことは、長期的、かつ継続的な支援が必要になってくることも考えられます。

そのため、支援を行うにあたって、被虐待者への支援、虐待者を含む家族への支援を包括的・継続的に行っていくことが重要となります。

1 高齢者（被虐待者）への支援

（1）安全な環境の整備

虐待を受けるということは、安心して暮らせる環境におかれていらない状況であるため、支援者は、この視点に立って援助・支援の方向性を考えていかなければなりません。

具体的な安全の確保については、虐待者との分離が考えられます。

分離は、虐待ケースの緊急性の度合いにもよりますが、介入時の対応策として「一時緊急保護（ショートステイ等）」「医療機関への入院」といった形で、被虐待者を別の機関へ保護する場合と、犯罪の可能性がある場合、一時的に虐待者を拘束し、その間に被虐待者の安全を確保するといった場合があります。

ただし、これらの支援は、いずれも短期的な安全の確保に留まるものであり、支援者はこの期間に、虐待者を含む介護者・家族への支援を行ったり、サービスを調整したり、長期的に安全を確保できるよう、環境を整えていくことが必要です。

（2）必要な医療や介護保険サービスの確保

身体・生命の安全といった観点からも「必要な医療や介護」が受けられるように援助していくことは大変重要です。身体的虐待やその他の虐待が複層化している場合、介入がさらに難しくなってきます。

こういった場合は、関係者でケース検討を行い、家族を含めたケースの抱える問題を分析し、効果的なアプローチを実践するために役割分担を行います。

特に医師による、必要な医療や介護の必要性についての発言・助言は、家族・本人への影響力も大きいと思われます。

また、ケース検討会議において検討を重ねた結果、どうしても支援策が見つからない場合においては、行政による措置入所等によって、医療や介護を確保する必要があります。

この場合においても、短期的な支援と長期的な支援の両方を念頭において関わる必要があります。

2 虐待者・養護者（家族等）への支援

（1）養護者との間に信頼関係を確立する

高齢者虐待の問題を根本的に解決するためには、支援する側が養護者を含む家族全体を支援するという視点に立ち、まず養護者との信頼関係を確立するように努める必要があります。

（2）介護負担・介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう

介護負担が虐待の主な要因と考えられるケースでは、介護負担の軽減のため、デイサービスやショートステイ等介護保険サービスの利用を勧めたりする等、具体的に提案をして積極的に軽減を図る必要があります。

また適切な介護技術を身につけてもらうことで、負担が軽減され、介護の質も向上するため、介護講習会への参加を呼びかけることも有効です。さらに、精神的なストレス発散のため、養護者に対しての言葉掛けや家族会への参加を促すこと等も、精神的支援として重要です。

（3）養護者自身の抱える課題への対応

養護者が虐待発生の要因と直接・間接的に関係する疾患や障がい、経済状況等の生活上の課題を抱えている場合や虐待が解消した後も養護者が引き続きこれらの課題を抱えている場合は、適切な機関につなぎ、支援が開始されるよう働きかけを行うことが重要です。

（4）家族関係の回復や生活の安定を目的とする

支援の最終的な目標は、虐待によって双方ともに傷ついた家族関係の回復であり、また虐待の要因となっていた様々な問題が解決され、生活が安定することです。

したがって、支援方針を決めた後も、定期的に訪問し、状況の変化をモニタリングしながら、最終目標に近づけるよう適宜修正していくことが必要です。例えば、一時分離を図った後であっても、支援はそれで終わりということではなく、虐待者が虐待の自覚と反省の気持ちを持てるよう寄り添って促すとともに、再び虐待に至らないようにどうしたらよいかをともに考え、解決策へ一歩踏み出せるように支援を行っていくことが考えられます。

分離先への面接を定期的に行い、その中で虐待のおそれが低くなったと認められれば、また家庭に被虐待者を戻して、家族関係の回復を図ることも期待できると思われます。

V 養介護施設従事者等による虐待への対応

法では、高齢者の福祉・介護サービス業務に従事する者（養介護施設従事者等）による高齢者虐待の防止についても規定されています（法第2条、第20～26条）。

養介護施設従事者等からの通報や届出は、電話、手紙等様々な方法・経路で行われるものと考えられますが、市は通報等に対して、迅速かつ正確な事実確認を行うとともに事案に対し適切に対応するよう努めます。

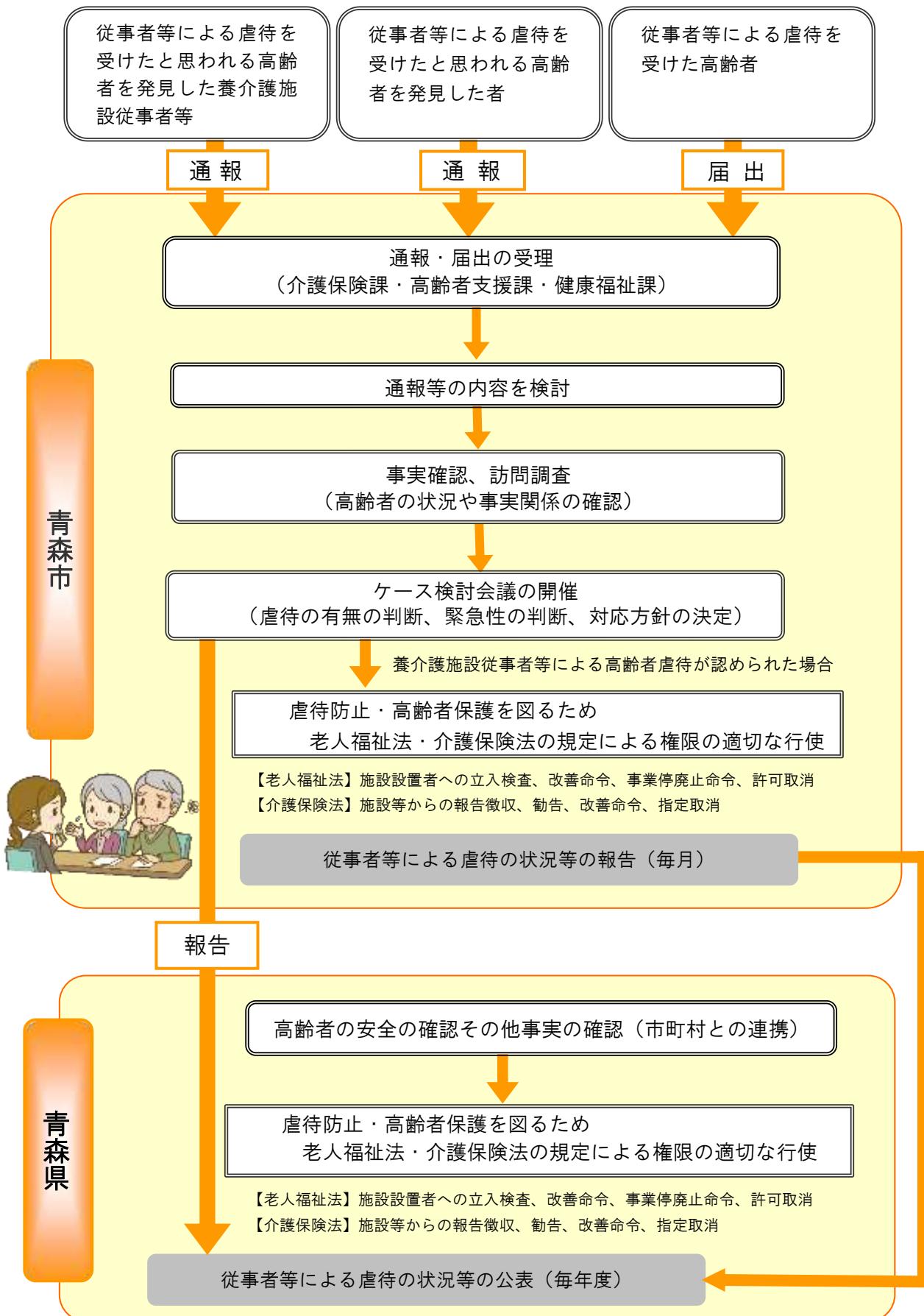
1 関係者の役割

法に規定されている「養介護施設従事者等」の範囲はP.1に示すとおりであり、介護保険施設等の入所施設や介護保険居宅サービス事業者等、老人福祉法や介護保険法で規定されている高齢者向け福祉・介護サービスに従事する職員全てが対象となります。

また、虐待への対応に当たっての施設従事者等及び青森市の役割は以下のとおりです。

| 関係者 | 条文 | 役割 |
|-------------|-------------------------|--|
| 施設設置者・事業者 | 法第20条 | <ul style="list-style-type: none">・従事者等への研修の実施・苦情処理体制の整備・その他高齢者虐待防止のための措置 |
| 介護施設従事者等 | 法第21条 | <ul style="list-style-type: none">・虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、市町村への速やかな通報（義務） |
| 介護施設従事者以外の者 | 法第21条 | <ul style="list-style-type: none">・虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、市町村への速やかな通報① 高齢者の生命又は身体に重要な危険が生じている場合（義務）② ①以外の場合（努力義務） |
| 青森市 | 法第21条 法第22条 法第24条 | <ul style="list-style-type: none">・対応部局・窓口の周知・通報内容の事実確認・通報事項の県への報告・老人福祉法または介護保険法による権限の適切な行使 |

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応（フローチャート）



2 相談・通報・届出に対する市の対応

(1) 通報・届出の受付

市に対する養介護施設従事者等からの通報や虐待を受けた高齢者からの届出は、電話、匿名での手紙、あるいは介護保険事業者の定める第三者委員からの通報等様々な方法・経路で行われ、また、都道府県や他事業所等を経由して市に情報が寄せられる場合もあります。

虐待に関する通報等の内容は、サービス内容に対する苦情、虚偽、また過失による事故の可能性等も考えられることから、通報等を受けた際には、市として迅速かつ正確な事実確認を行います。

(2) 高齢者の居所と家族等の住所地が異なる場合

高齢者が入所している養介護施設の所在地と通報等を行った家族等の住所地が異なる場合には、通報等への対応は、養介護施設の所在地の市町村が行うこととし、家族等がいる市町村に通報がなされた場合には速やかに養介護施設所在地の市町村に引き継ぎます。

(3) 相談・通報等の受理後の対応

① 受付記録の作成

市は、高齢者虐待に関する相談や通報等を受けて、虐待の状況や高齢者の生活状況、相談者の情報などの記録を作成します。

② 通報等の内容を検討

高齢者虐待に関する通報等では、緊急な対応が求められる事態も考えられます。そのため、受付記録をもとに、関連情報の確認と事実確認のための準備等（事実確認方法・確認項目・確認先機関等の検討等）を行います。

③ 事実確認の実施

事実確認に関しては、「3 事実の確認・青森県への報告 (P26)」のとおりです。

④ ケース検討会議の開催

事実確認に参加した高齢者虐待や介護保険の担当部署及びその他関連するメンバーによる虐待対応ケース検討会議を行い、事実確認の結果に基づく虐待の有無の判断と緊急性の判断、対応方針を決定します。

ア 緊急性があると判断したとき

- ・高齢者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあると判断した場合、市は適切な手段を選択し、関係機関との調整を図り、早急に介入します。
- ・高齢者の安全の確認、保護を優先するとともに施設従事者等から事情を聴取し、取るべき措置について説明します。

イ 緊急性はないと判断したとき

- ・緊急性がないと判断できる場合や方法が不足している場合には、市は関係する機関の確認、調査依頼、役割分担の方針等を決め、その後の調査に当たりま

す。

⑤ 青森県への報告

青森県への報告に関しては、「3 事実の確認・青森県への報告 (P26)」のとおりです。

(4) 個人情報の保護

個人情報の保護に関しては、基本的に「VI 個人情報の保護について (P.32)」にあるとおりです。

(5) 通報等による不利益取扱いの禁止

法では、

①刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（養介護者による高齢者虐待についても同様）。（法 21 条第 6 項）

②養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は通報等をしたことを理由に解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（法第 21 条第 7 項）。が規定されています。

こうした規定は、養介護施設等における高齢者虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです（ただし、虚偽または過失による通報に対しては、この規定は適用されません）。

なお、公益通報者保護法では、労働者が公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

※ 公益通報者に対する保護規定

- ① 解雇の無効
- ② その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止

3 事実の確認・青森県への報告

(1) 市による事実の確認

市は、通報等を受けて、通報等内容の事実確認や高齢者の安全確認を行います。

事実確認の調査は、通報等がなされた養介護施設従事者等の勤務する養介護施設・養介護事業所及び、虐待を受けたと思われる高齢者に対して実施します。通報が明らかな虚偽であると判断される場合を除き、丁寧に事実確認を行い、事案の実態や背景を慎重に見極めます。

こうした事実確認等は、基本的には、養介護施設等への指定権限等の有無に関わらず、通報等を受けた市町村が行います。その中でも、利用者の生命・安全に関わる等の緊急性の高い事案については、迅速に対応することが必要です。ただし、市が指定権限を有していない場合は、指定権限等を有する県と連携し、実施します。

事実確認等の方法については、通報等の内容（情報の確度、事案の緊急性等）や養介護施設等の状況を踏まえ、以下の3つの中から適切なものを検討のうえ、実施します。

- 法の趣旨を踏まえて、養介護施設等の任意の協力の下に行う調査
- 介護保険法に基づくいわゆる「実地指導」
- 介護保険法に基づくいわゆる「監査」

次の(2)に示すとおり、市が行う事実確認により養介護施設従事者等による高齢者虐待が確認された場合、市から県に報告します。

◆ 事実確認項目、留意事項

- | |
|--|
| 1) 調査項目 |
| ① 高齢者本人への調査項目 |
| ア 虐待の種類や程度 |
| イ 虐待の事実と経過 |
| ウ 高齢者の安全確認と身体・精神・生活状況等の把握 |
| ・ 安全確認…関わりのある養介護施設従事者等（虐待を行ったと疑われる職員は除く）の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。特に、緊急保護の要否を判断する上で、高齢者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的に面接により確認する。 |
| ・ 身体状況…傷害部位及びその状況を具体的に記録する。 |
| ・ 精神状態…虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、様子を記録する。 |
| ・ 生活環境…高齢者の居室等の生活環境を記録する。 |
| エ サービス利用状況 |
| オ その他必要事項 |

② 養介護施設等への調査項目

- ア 当該高齢者に対するサービス提供状況
- イ 虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等
- ウ 通報等の内容に係る事実確認、状況の説明
- エ 職員の勤務体制
- オ その他必要事項

2) 調査を行う際の留意事項

① 複数職員による訪問調査

訪問調査を行う場合には、客觀性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問する。

② 医療職の立ち会い

通報等の内容から高齢者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問した際、的確に判断し迅速な対応がとれるよう、できる限り医療職が訪問調査に立ち会う。

③ 高齢者、養介護施設等への十分な説明

高齢者及び養介護施設等に対して次の事項を説明し、理解を得る。

・訪問の目的

・職務…担当職員の職務と守秘義務に関する説明

・調査事項…調査する内容と必要性に関する説明

・高齢者の権利…高齢者の尊厳の保持は基本的人権であり、老人福祉法や介護保険法、法などで保障されていること、それを擁護するため市がとり得る措置に関する説明

④ 高齢者や養介護施設従事者等の権利、プライバシーへの配慮

高齢者や養介護施設従事者等の権利やプライバシーを侵すことがないよう十分に配慮する。

(2) 青森市から県への報告

法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報等を受けた場合、市町村は虐待に関する事項を都道府県に報告しなければならないとされています(法第22条)。

ただし、寄せられる情報には、苦情や過失による事故等、虐待以外の事例も含まれる場合もあるので、県への報告は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が確認できた事例のみとし、毎月定期的に報告することを基本とします。

なお、養介護施設等が調査に協力しない場合や悪質なケース等、迅速な権限発動が必要と考えられる場合にも、市は隨時県に報告します。

※ 都道府県に報告すべき事項（厚生労働省令で規定）

- ① 虐待の事実が認められた養介護施設等の情報（名称、所在地、サービス種別）
- ② 虐待を受けた高齢者の状況（性別、年齢、要介護度その他の心身の状況）
- ③ 確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
- ④ 虐待を行った養介護施設等従事者の氏名、生年月日及び職種
- ⑤ 市町村が行った対応
- ⑥ 虐待を行った施設・事業所において改善措置が行われている場合にはその内容

4 老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使

法では、高齢者虐待の防止と虐待を受けた高齢者の保護を図るため、通報・届出を受けた市町村、市町村から報告を受けた都道府県は、老人福祉法及び介護保険法に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが明記されています（法第24条）。

養介護施設従事者等による高齢者虐待が強く疑われる場合には、当該施設から報告徴収を受けて事実を確認し、高齢者虐待が認められた場合には、市は指導を行い、改善を図ります。

改善指導の例としては、虐待防止改善計画の作成や第三者による虐待防止委員会の設置を求め、改善計画に沿って事業が行われているかどうかを第三者委員が定期的にチェックし継続的に関与したり、当該事業所または第三者委員から定期的に報告を受け必要に応じて当該事業所に対する指導や助言を行う、などの対応が考えられます。

指導に従わない場合には、老人福祉法及び介護保険法に基づく勧告・命令、指定の取消し処分などの権限（P.31 参照）を適切に行使することにより、高齢者の保護を図ります。

5 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表

法では、都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表することとされています（法第25条）。

6 身体拘束に対する考え方

平成12年の介護保険制度の施行時から、介護保険施設などにおいて、高齢者をベッドや車いすに縛りつけるなど身体の自由を奪う身体拘束は、介護保険施設の運営基準において、サービスの提供に当たって入所者の「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き」行ってはならないとされており、原則として禁止されています。

身体拘束は、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった精神的な苦痛を与えるとともに、関節の拘縮や筋力の低下など高齢者の身体的な機能をも奪ってしまう危険性もあります。

高齢者が不適切な扱いにより権利を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態は許されるものではなく、身体拘束は原則としてすべて高齢者虐待に当たる行為と考えられます。

身体拘束については、運営基準に則って運用することが基本となります。

◆身体拘束の具体例

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）

◆「緊急やむを得ない場合」の3要件（すべて満たすことが必要）

- 切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- 非代替性：身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
- 一時性：身体拘束は一時的なものであること

※留意事項

身体的拘束等の適正化を図るため、基準省令において事業者は以下の措置を講じなければならないこととされています（平成 30 年度施行）。

- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

7 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

(1) 管理職・職員の研修、資質向上

養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するためには、養介護施設等において、定期的にケアの技術向上や高齢者虐待に関する研修等を実施し、職員の意識を高めることが重要です。また、実際にケアにあたる職員のみでなく、管理者等も含めた事業所全体での取組が重要です。

(2) 情報公開

養介護施設等は利用者が安心して過ごせる環境を提供するのですが、外部から閉ざされた空間でもあり、発生した身体拘束等の虐待事案が通報されにくい可能性があります。このため、養介護施設等の施設長等を中心とした従事者同士の一層の協力・連携による風通しの良い組織運営とともに、第三者である外部の目を積極的に入れることが有効です。

具体的には、地域住民等との積極的な交流を行う等、外部に開かれた施設となることを促したり、介護保険の任意事業である地域支援事業の介護相談員派遣事業を積極的に活用したりすることで、行政の指導監督部門を補完し、身体拘束等の虐待事案の端緒をつかむことも有効です。

(3) 苦情処理体制

法では、養介護施設等に対してサービスを利用している高齢者やその家族からの苦情を処理する体制を整備することが規定されています。（法第 20 条）。養介護施設等においては、苦情相談窓口を設置するなど苦情処理のために必要な措置を講ずべきことが運営基準等に規定されており、苦情処理体制が施設長等の責任の下、運用されているかどうか適切に把握することが求められています。

また、サービスの質を向上させるため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図り、苦情処理の取組を効果的なものとしていくことが求められています。

【 老人福祉法・介護保険法による権限規定 】

| | | | |
|---------------------------|-------------|-----|---|
| 老人 福祉 法 | 第 18 条 | 青森市 | 老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者、養護老人ホーム・特別養護老人ホームの施設長に対する報告徴収・立入検査等 |
| | 第 18 条の 2 | 青森市 | 認知症対応型老人共同生活援助事業者に対する改善命令 老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者に対する事業制限・停止命令 |
| | 第 19 条 | 青森市 | 養護老人ホーム・特別養護老人ホーム設置者に対する事業停廃止命令、認可取消 |
| | 第 29 条 | 青森市 | 有料老人ホーム設置者等に対する報告徴収・立入検査等 有料老人ホーム設置者に対する改善命令・事業の制限又は事業停止命令 |
| 介 護 保 険 法 | 第 76 条 | 青森市 | 指定居宅サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等 |
| | 第 76 条の 2 | 青森市 | 指定居宅サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令 |
| | 第 77 条 | 青森市 | 指定居宅サービス事業者の指定取消・指定の効力停止 |
| | 第 78 条の 7 | 青森市 | 指定地域密着型サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等 |
| | 第 78 条の 9 | 青森市 | 指定地域密着型サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令 |
| | 第 78 条の 10 | 青森市 | 指定地域密着サービス事業者の指定取消・指定の効力停止 |
| | 第 83 条 | 青森市 | 指定居宅介護支援事業者等（事業者であった者、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等 |
| | 第 83 条の 2 | 青森市 | 指定居宅介護支援事業者に対する勧告・公表・措置命令 |
| | 第 84 条 | 青森市 | 指定居宅介護支援事業者の指定取消・指定の効力停止 |
| | 第 90 条 | 青森市 | 指定介護老人福祉施設開設者等（施設の長、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等 |
| | 第 91 条の 2 | 青森市 | 指定介護老人福祉施設開設者に対する勧告・公表・措置命令 |
| | 第 92 条 | 青森市 | 指定介護老人福祉施設の指定取消・指定の効力停止 |
| | 第 100 条 | 青森市 | 介護老人保健施設の開設者等に対する報告徴収・立入検査等 |
| | 第 103 条 | 青森市 | 介護老人保健施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令 |
| | 第 104 条 | 青森市 | 介護老人保健施設の許可取消・許可の効力停止 |
| | 第 114 条の 2 | 青森市 | 介護医療院の開設者に対する報告徴収・立入検査等 |
| | 第 114 条の 5 | 青森市 | 介護医療院の開設者に対する勧告・公表・措置命令 |
| | 第 114 条の 6 | 青森市 | 介護医療の指定取消・指定の効力停止 |
| | 第 115 条の 7 | 青森市 | 指定介護予防サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等 |
| | 第 115 条の 8 | 青森市 | 指定介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令 |
| | 第 115 条の 9 | 青森市 | 指定介護予防サービス事業者の指定取消・指定の効力停止 |
| | 第 115 条の 17 | 青森市 | 指定地域密着型介護予防サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等 |
| | 第 115 条の 18 | 青森市 | 指定地域密着型介護サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令 |
| | 第 115 条の 19 | 青森市 | 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定取消・指定の効力停止 |
| | 第 115 条の 27 | 青森市 | 指定介護予防支援事業者等（事業者であった者、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等 |
| | 第 115 条の 28 | 青森市 | 指定介護予防支援事業者に対する勧告・公表・措置命令 |
| | 第 115 条の 29 | 青森市 | 指定介護予防支援事業者の指定取消・指定の効力停止 |

相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細な性質のものです。個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）では、本人の同意を得ずに特定の利用目的以外に個人情報を取り扱ってはならないこと（第16条、利用目的の制限）、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはならないこと（第23条、第三者提供の制限）が義務づけられています。

法では、通報又は届出を受けた場合、当該通報又は届出を受けた市町村等の職員は、職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとあり、通報者や届出者を特定する情報について守秘義務が課されています（第8条）。

また、事務を委託された機関の職員に対しても、正当な理由なしに、委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない、通報又は届出を受けた場合には、職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされています（第17条）。

具体的な支援を検討する会議等では、虐待を受けているおそれがある高齢者や養護者等の情報の共有が必要ですが、このときも個人情報を保護するための対応が必要となります。

◆個人情報の保護に関する法律

利用目的による制限（第16条）、第三者提供の制限（第23条）の例外規定

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

個人情報保護法においては、個人情報の第三者への提供を本人の同意なしに行うことを見制する例外として、「本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」を挙げています。

高齢者虐待に係る事実確認等は、法に基づくものであり、個人情報保護法の例外規定の第1号「法令に基づく場合」に該当すると考えられます。

事実確認の目的は高齢者の生命・身体・財産に対する危険から救済することにあるから、規定第2号「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当すると考えられます。

市町村又はその委託を受けた地域包括支援センターが法の定める事務を遂行することに対して協力する必要があることから、規定第4号に該当すると考えられます。

以上の理由から、市町村が法に基づき実施する事実確認調査に協力し、高齢者等の情報提供を行うことは個人情報保護法の例外規定に当たると考えられます。

VII 高齢者虐待相談窓口一覧表

1 青森市内の相談窓口

《市役所内》 ○福祉部 高齢者支援課 TEL 017-734-5206 (直通)

○浪岡振興部 健康福祉課 TEL 0172-62-1134 (直通)

《地域包括支援センター》

| 名称 | 住所 | 電話番号 | 担当区域 |
|----------------|----------------------|--------------|---|
| 地域包括支援センターおきだて | 富田 5-18-3 | 017-761-4580 | 柳川、千富町1丁目、沖館、富田、新田、篠田、千刈、久須志 |
| 地域包括支援センターすずかけ | 里見 2-13-1 | 017-761-7111 | 西滝、里見、三内、岩渡、新城平岡、石江、三好 |
| 中央地域包括支援センター | 新町 2-1-8 | 017-723-9111 | 堤町、青柳、橋本、中央、本町、松原、勝田、長島、古川、新町、安方、奥野 |
| 東青森地域包括支援センター | 浜館 6-4-5 | 017-765-3351 | はまなす、けやき、岡造道、小柳、古館、松森2・3丁目、佃2・3丁目、中佃、南佃、虹ヶ丘、浜館1~6丁目、自由ヶ丘 |
| 南地域包括支援センター | 妙見 3-11-14 | 017-728-3451 | 筒井、幸畑、田茂木野、桜川(1丁目を除く)、横内、雲谷、四ツ石、大矢沢、野尻、合子沢、新町野、問屋町、卸町、妙見 |
| 東部地域包括支援センター | 矢田前字 弥生田 47-2 | 017-726-5288 | 野内、久栗坂、浅虫、宮田、馬屋尻、三本木、滝沢、矢田、矢作、本泉、原別、平新田、後蕩、泉野、矢田前、八幡林、戸崎、諏訪沢、築木館、桑原、戸山、沢山、駒込、浜館(1~6丁目を除く)、田屋敷、赤坂、螢沢、月見野 |
| おおの地域包括支援センター | 東大野 2-1-10 | 017-711-7475 | 桂木、緑、青葉、北金沢1丁目、金沢1・3~4丁目、旭町、浦町、浜田、東大野、西大野、大野 |
| 地域包括支援センター寿永 | 高田字川瀬 187-14 | 017-739-6711 | 北金沢2丁目、金沢2・5丁目、千富町2丁目、細越、安田、浪館前田、浪館、牛館、第二問屋町、高田、大谷、小館、入内、野沢、荒川、ハツ役、金浜、大別内、野木、上野 |
| 地域包括支援センターのぎわ | 羽白字野木和 45 | 017-763-2255 | 孫内、新城山田、新城福田、新城天田内、岡町、戸門、鶴ヶ坂、油川、羽白、西田沢、飛鳥、瀬戸子、奥内、前田、清水、内真部、四戸橋、後潟、六枚橋、小橋、左堰 |
| 地域包括支援センターみちのく | 港町 3-6-3 | 017-765-0892 | 浪打、港町、茶屋町、栄町、合浦、花園、造道、東造道、八重田、松森1丁目、佃1丁目、桜川1丁目 |
| 地域包括支援センター浪岡 | 浪岡大字 浪岡字稻村 274 | 0172-69-1117 | 浪岡、五本松、王余魚沢、女鹿沢、下十川、増館、樽沢、銀、郷山前、吉野田、下石川、相沢、浪岡福田、高屋敷、徳才子、大釧迦、長沼、北中野、吉内、本郷、杉沢、細野 |

2 その他の関係機関

福祉事務所

福祉についての相談や生活保護の申請をしたい場合は、福祉事務所でその事務を行っています。福祉事務所は、このほか障害者福祉、児童福祉、介護保険、老人福祉、母子福祉について法律に定められた援護や育成及び更生の事務やいろいろな福祉の相談も行っています。

青森市福祉事務所 青森市新町1丁目3番7号 017-734-1111

保健所

健康を守り、快適な生活環境や安心できる保険医療体制を確保するため、疾病の予防、健康増進、食品衛生、環境衛生等幅広い分野にわたる活動を行い、病気や健康、食品や住まいの環境衛生、廃棄物等について、相談等に応じています。

青森市保健所 青森市佃2丁目19番13号

保健予防課 017-765-5280

感染症対策課 017-765-5282

生活衛生課 017-765-5288

健康づくり推進課 017-743-6111

あおもり親子はぐくみプラザ 017-718-2986

警察安全相談

配偶者からの身体的暴力、ストーカー、振り込め詐欺などによる犯罪被害に関する相談、近隣等とのもめごとなど生活の安全等に関する相談について、警察本部及び各警察署の相談窓口で応じています。

青森県警察本部 警察安全相談室 青森市新町2丁目3-1

017-735-9110 又は #9110

青森警察署 青森市安方2丁目15-9 017-723-0110

消費生活センター

消費者から寄せられる商品の品質や安全性、商品・サービスの契約上のトラブルなど消費生活に関する問題について、解決に必要な相談・助言を行っています。

青森市民消費生活センター

青森市新町1丁目3番7号（青森市役所駅前庁舎内）017-722-2326

青森市内の裁判所

青森地方裁判所、青森家庭裁判所、青森簡易裁判所

青森市長島1丁目3番26号 代表 017-722-5351

弁護士

青森県弁護士会 青森市長島1丁目3番1号日赤ビル5階
017-777-7285

VIII 関係法令等

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成十七年十一月九日法律第百二十四号)

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第六条—第十九条）
- 第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第二十条—第二十五条）
- 第四章 雜則（第二十六条—第二十八条）
- 第五章 罰則（第二十九条・第三十条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義等)

- 第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。
- 2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。
- 3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人にによるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - 二 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同

条第二十九項に規定する介護医療院若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為
- 6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。
(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)との対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

（養護者の支援）

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（専門的に従事する職員の確保）

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

（連携協力体制）

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

（事務の委託）

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（周知）

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた

高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らし

てはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るために、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雜則

(調査研究)

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があつた場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者と行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るために、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であつて精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する

る虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

《参考文献》

- 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」
(平成30年3月厚生労働省老健局)
- 「身体拘束ゼロへの手引き～高齢者ケアに関わるすべての人に～」
(平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)
- 「2015年の高齢者介護」～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～
(高齢者介護研究会報告書)
- 「東京都高齢者虐待対応マニュアル」東京都
- 世田谷区監修、山田祐子編「高齢者虐待対応マニュアル」世田谷区発行
- 「高齢者虐待防止（予防）マニュアル」篠山市
- 「高齢者虐待防止・支援マニュアル（改訂版）」青森県

高齢者虐待防止マニュアル

改訂版

令和 5 年 3 月発行

青森市福祉部 高齢者支援課

〒030-0801 青森市新町 1 丁目 3 番 7 号

電話 017-734-5206

FAX 017-734-5789